

週刊 市議会報告

日本共産党

2017年1月16日

第1399号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & FAX
350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

「個人事業者への影響もあることから 他市の状況を注視して対応したい」

＝財務部長

受注業者の 社会保険加入



「設計労務単価」は公共工事の見積もりに使われ、入札において予定価格を積算する際の労務費にあたるものです。この4年間で平均3割も引き上げられています。

重層下請けに ともなうピンハネ

引き上げのねらいは、建設産業全体、自治体や民間の発注者が技能労働者に対する賃金を引き上げ、社会保険加入を促進するためです。

ところが、現場労働者の実際の賃金は改善されていないことが、労働組合などの調査で判明しています。その原因は重層下請けにともなう元請け・中間業者のピンハネが解消されず、積算額の引き上げが労働者に届かないことにあります。いつぼう、社会保険加入は進んでいるのかどうかも問題です。

改定ガイドライン その影響は？

国交省は社会保険加入に関して、建設産業への指導のためのガイドラインを策定（H24年7月）していますが、これをさらに強化するために、昨年改訂しました。その主な内容は、平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に未加入の建設企業は、下請け企業として選定しないこと、〈建築工事の見積もりで、社会保険の内訳を明示した標準見積書等を元請け、下請け間、

さらに再下請けの場合にも同様に提出することなどです。

このままでは零細 事業者が締め出される！

日本共産党は「社会保険未加入の零細事業者が現場から締め出されるような事態は避けなければならぬ」と指摘し、今後、同ガイドラインに市がどう対応するのかと質問しました。

財務部長は「市が発注する工事には下請けとなる小規模事業者もあり、個人事業者への影響もあることから、今後、他市の状況等に注視して対応してまいりたい」と答えました。元請けでは社会保険加入が入札要件となつていますが、下請け以降の実態を市は把握していません。

日本共産党は「設計労務単価がアップしても、これが労働者に行き渡っていない、2次、3次の下請け業者には反映していない。にもかかわらず、社会保険に加入しない、加入しないと現場に入れない。これでは小規模業者の悲鳴が上がることは明らか」だと指摘し、賃金や社会保険加入状況について、実態調査を行うよう求めました。

財務部長は「法定福利費（事業主が社会保険に加入するための経費）は現場管理費・一般管理費に含まれており、建設業者自身で把握できていることであり、市として調査は行わない」とする9月議会と変わらぬ回答を繰り返しました。